

新潟県における教育行政の 男女平等教育に対する取り組み ～実態調査にみる現状と課題～

鈴木 真由子*・渡辺 亜紀代**

Attitude of Education Administration for
Gender Free Education in Niigata
～Current Situations and Issues by Questionnaire Survey～

Mayuko SUZUKI* and Akiyo WATANABE**

要 旨

われわれは、新潟県における教育行政（計116ヶ所）の取り組み状況を明らかにするため、平成9年10月に実態調査を実施したところ、概ね以下のような結果が得られた。

- 1) 委員会・研修会等の実施、児童・生徒用の教材・副読本や教員用の指導書・指導資料等の作成は、充分とはいえない状況にあった。
- 2) 男女平等教育に対する担当者の意識には、積極的な推進論から不要論まで、その捉え方に大きなギャップが生じていた。
- 3) 平成11年2月に実施した追跡調査の結果、新潟市教育委員会において児童・生徒用副読本、ならびに教員用指導資料が作成され、管理職を対象とした研修会が開催されていた。その成果は今後の報告を待たねばならないが、こうした積極的な取り組みが核となり、他地域へ拡充していくことを望むものである。

1. 緒言

本研究は、教員のジェンダー観が、男女平等教育の実現に対する阻害要因となっているのではないかという理論仮説に基づいて行うものである。すなわち、男女平等教育を達成するためには教員が自らのジェンダーバイアスや、それに起因する隠れたカリキュラムの存在を自覚す

ることが必要ではないだろうか。

本研究では、教員がどのようなジェンダー観をもち、それがどのような形成要因に基づいているのかについて既に明らかにした。その結果、教員のジェンダー観の形成に強く影響していたのは、個人的要因の「性」、生育環境的要因の「親子関係（役割構造・精神構造）」であった¹⁾。

一方、教育行政の働きかけは、教員の意識形成に影響を与えるのではないかと考えられる。教育行政が、何らかの方法によってジェンダーバイアスや隠れたカリキュラムの存在を指摘す

*新潟大学教育人間科学部家庭科教育研究室

**新潟大学教育学部平成9年度卒業生

ることで、教員の意識改革を促す効果が期待できるのではないだろうか。

そこで本論は、教育行政の男女平等教育対

する取り組みの状況を明らかにすることを目的とする。なお、本研究の基本的な枠組みは、図

1¹⁾に示すとおりである。

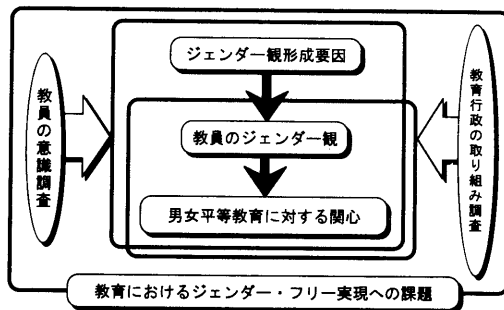


図1 研究の枠組み¹⁾

2. 男女平等教育の国内的動向

表1に、各都道府県教育委員会や市町村教育委員会等で近年実施された、男女平等教育に関わる主な活動の動向を示した。これまでに教育行政単位で、関連する委員会等が設置され、男女平等教育に関する教員用指導書や児童・生徒用の教材・副読本等が作成されてきたことがわかる。

では、どのような経過をたどってこうした施策に至ったのか、横浜市の経緯²⁾について整理すると次のようである。

横浜市では、『よこはま女性計画』が1985年に策定された。計画では、『男女共同参加社会の形成をめざす教育啓発活動の充実』を目標に掲げ、『男女平等観にたつ人間形成』を課題として提起した。施策の目指すところは、学校教育における男女平等教育の推進と、男女平等観

表1 教育行政における男女平等教育の主な施策

年	地域	活動内容	備考	
1982	東京都	教師用資料作成	『男女平等教育推進のための資料』(第1～3集)	
1985	東京都	委員会設置	男女平等教育推進委員会	
		教材・副読本作成	『男女平等教育のための教材・資料集』	
	名古屋市	教材・副読本作成	『あなたが選ぶあなたの未来』(中学生用)	
1986	神奈川県	教師用資料作成	『男女平等教育の手引』(試案その1)	
		教師用資料作成	『男女平等教育指導資料』	
		横浜市	委員会設置	男女平等教育指導資料作成委員会
1988	神奈川県	中野区	教師用資料作成	『学校における男女平等教育』
		横浜市	委員会設置	男女平等教育研究推進委員会
		神奈川県	教材・副読本作成	『男女の協力と思いやり』(中学生用・ビデオ)
1989	神奈川県	札幌市	教材・副読本作成	『むすぶ心・ひろがる未来』(中学生用)
		神戸市	教材・副読本作成	『できることいっぱい』(小学生用)
		国分寺市	教材・副読本作成	『女の子・男の子』
1991	横浜市	委員会設置	男女平等教育補助教材作成委員会	
1992	国立市	横浜市	教材・副読本作成	『どうしてわかるの?』
		国立市	教師用資料作成	『男女平等教育指導手引書・低学年』
		神奈川県	教材・副読本作成	『こんな子いるよねー男だって女だって』(小学生用)
1994	国立市	教師用資料作成	『男女平等教育指導手引書・中学年』	
1996	国立市	教師用資料作成	『男女平等教育指導手引書・高学年』	

にたった家庭教育の振興の2点であった。

このうち、学校教育における男女平等教育推進事業としては、1) 男女平等教育に関わる指導資料の作成、2) 人権教育、福祉教育など関連分野における研究協力校等による実践研究の推進、3) 教職員の男女平等に関する研究、研修活動の実施が挙げられた。

1) について具体的に述べると、「横浜市男女平等教育指導資料作成委員会」が1986年に設置され、男女平等教育における4つの視点(①性差の正しい理解、②自主性の育成、③個性の伸長、④連帯感・責任感の育成)に基づく指導資料の作成が開始された。

以上みてきたように、男女平等教育に対する教育行政の取り組みは、首都圏を中心とした特定の先進的な地域では活性化しているものの、全国的に拡充しているとは言い難い状況にあると考えられよう。

3. 新潟県における教育行政の男女平等教育に対する取り組み状況

前節では、先進的な地域における男女平等教育の取り組みについてみてきたが、ここでは、新潟県の状況について把握する。

(1) 調査の概要

1997年10月に、新潟県内の教育委員会及び教育事務所(計116ヶ所)で、男女平等教育にかかわっている職員を対象として、郵送法による自記式アンケートを実施した。全体の69.0%に相当する76ヶ所から回答を得た。有効回答率は95.0%であった。

主な調査項目は、以下のようである。

1. 委員会・研修会・授業研究会等の実施
2. 児童・生徒用の教材・副読本等の作成
3. 教員用の指導書・指導資料等の作成
4. 男女平等教育に対する考え方

(2) 結果および考察

1) 委員会・研究会等の設置

表2に示すように、調査時点において男女平

表2 委員会・研究会等の設置状況

委員会・研究会等	回答数
設置している	4
設置していない	72
計画あり	5
3年以内	2
計画なし	67

等教育に関する委員会・研究会等は、すでに4ヶ所で設置されていた。設置の時期は、平成5年が最も早く、続いて平成7年に2ヶ所、平成8年に1ヶ所となっていた。構成メンバーは、大学教員をはじめ小・中学校の校長や教諭、保護者代表、市民団体代表、行政関係者などが挙げられていた。「男女共生」「男女平等」に関する内容を行政施策の取り組み課題としている地域では、教育委員会部局の職員も加わっているようである。

また、さらに5ヶ所が委員会・研究会等の設置を計画しており、そのうちの2ヶ所については3年以内という見通しを持っていた。

計画を持っていない67ヶ所についてその理由を尋ねたところ、「必要がない」という回答が34ヶ所と最も多かった。次いで、6ヶ所が「予算がない」ことを理由として挙げているほか、「(必要か否かについて)検討していない」(2ヶ所)や「必要に迫られていない」(2ヶ所)等の消極的な回答もみられた。また、「今後の検討課題」(2ヶ所)、「現在検討中」(1ヶ所)のような、前向きな回答も見られることから、今後の展開が期待されよう。

2) 研修会・授業研究会の実施

表3は、研修会・授業研究会等の実施について複数回答でたずねた結果である。男女平等教育を主たる目的とした研修会・授業研究会等は、調査時点においては実施されていなかった。しかしながら、15ヶ所で人権教育の一環として実施されている他、各種研修会の中で7ヶ所が取り上げていた。男女平等教育を主たる目的とし

ていなくても、何らかの委員会や研修会で取り上げることによって、参加者の問題意識を高める効果が期待できる。したがって、人権教育の一環として位置づけるなどの取り組みは、評価できるものとする。

表3 研修会・授業研究等の実施状況

(複数回答)

研修会・授業研究等	回答数
男女平等教育を主目的	0
人権教育の一環として	15
各種研修会の中で	7
その他	1
実施していない	55
計画あり	3
3年以内	1
計画なし	52

なお、回答された研修会等は、教諭を対象としている場合が8ヶ所と多かったが、管理職(5ヶ所)や主任(6ヶ所)を対象としている場合も目立った。

また、研修会等を実施していない55ヶ所のうち、3ヶ所は実施の計画を持ち、うち1ヶ所については3年以内の見通しを持っていた。

研修会等を実施する計画のない理由としては、25ヶ所がその必要性を認めていなかったが、3ヶ所が「現在検討中」や「今後の検討課題」として前向きに捉えていた。なお、この3ヶ所につ

いては、前項(委員会・研究会等の設置)においても同様の回答をしており、両者がともに検討すべきこととして認識されていることが明らかとなった。

3) 教員用の指導書・指導資料等の作成

表4に示すように、男女平等教育に関する教員用の指導書・指導資料等は、調査時点において全く作成されていなかった。しかしながら、7ヶ所で作成の計画があり、そのうちの3ヶ所については3年以内に作成の見通しを持っていた。

一方、作成を計画していない理由は、児童・生徒用の教材・副読本等の場合と同様の傾向にあった。すなわち、最も多かったのは、「作成する必要がない」(26ヶ所)であり、「検討していない」(7ヶ所)、「現状で対応可能」(7ヶ所)などといった消極的な回答もあった。少数意見ではあるものの、「検討中・今後の検討課題」(4ヶ所)のように、解決すべき問題として積極的に捉えている回答や、「予算がない」(7ヶ所)という経済的理由もみられることから、今後に期待が持たれるところである。

4) 児童・生徒用の教材・副読本等の作成

表4に示すとおり、調査時点において男女平等教育に関する児童・生徒用の教材・副読本等については、1ヶ所で性教育の側面から小・中学生用として平成7年に作成されていたが、男

表4 教員用指導資料ならびに児童・生徒用副読本の作成状況

(回答数)

項目	教員用 指導資料	児童・生徒用 副読本
作成している	0	1
作成していない	75	74
計画あり	7	6
3年以内	3	3
計画なし	68	68
不明	1	1

女平等教育に主眼を置いたものは作成されていなかった。しかしながら、6ヵ所まで今後作成を計画しており、そのうちの半数にあたる3ヵ所が、3年以内に作成する予定としていた。

作成を計画していない理由は、「作成する必要がない」(29ヵ所)が最も多く、差し迫った問題として意識されていない様子が見えがえた。また、「予算がない」(6ヵ所)という経済的理由や「他の行政等で作成された資料を使用した」(2ヵ所)という消極的な見解もみられた。

なお、児童・生徒用の教材・副読本等の作成を計画していた3ヵ所は、教員用の指導書・指導資料等の作成も同時に計画しており、両側面からの充実した取り組みが期待される。さらに、このうちの1ヵ所は、先に示した委員会・研究会、ならびに研修会等も同時に計画しており、総合的な取り組みの実現が期待される場所である。

5) 男女平等教育に対する考え方

自由記述で求めた男女平等教育に対する意見は、以下のように整理できた。

＜具体的施策に照らして＞

- ・平成8年度策定プランに基づき、小中高それぞれの発達段階に応じた指導の推進に努めている。
- ・市全体の女性行動計画が作成される中で「教育分野」における具体策が策定される。
- ・男女が社会の対等な構成員として自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会の確保（男女協同参画2,000年プラン）の実現に向けて、社会教育分野で取り組んでいる。学校教育分野では特に取り上げることは少ないが、全教育活動を通して取り組んでいる。

＜必要論・待望論＞

- ・ジェンダー等、日本社会のこれまでの概念を変える方向で新しい指針方向が見えてきている現状であるが、委員会全体としての取り組みの遅れを感じている。
- ・最近女性の社会進出（参加）が目覚しい中、

益々男女平等教育は必要と考えている。

- ・平等権は基本的人権（個人の尊重、法の下での平等、男女の本質的平等、政治上の平等）の基礎である。そして基本的人権は侵すことのできない永久の権利である。だからこのことを全校生活のあらゆる場面で実践活動を通して徹底させることが何よりも大切。
- ・男女の特性を生かす中、基本的平等の教育を目指す永遠のテーマ。

＜男女混合名簿や呼称統一の実践を通して＞

- ・小中学校の男女混合名簿について現在検討中である。
- ・12校（小中合わせて）中、5校（小のみ）がすでに男女混合名簿を作成している。徐々に（男女平等教育に対する）気運も高まってきているように思う。
- ・男女混合名簿にはしているが、具体的なことは学校長が行うようにしている。
- ・混合名簿や呼称での男女とも「さん」づけなどを一部の小学校から始めているが、指導書や教材、研修会の段階まで進んでいない。

＜道徳教育・同和教育・人権教育の一環＞

- ・道徳の人権の分野で男女の差別等を指導している。とくに男女平等教育のみを取り上げていない。
- ・道徳教育の中で、社会の規則的に指導することでは不足か。
- ・「道徳」の指導内容に『誰に対しても差別や偏見をもつことなく公平、公正にし、正義の実現に努める』とある。教育現場では「総合学習」に向かっており、男女平等教育などの区別をする必要はないと思う。
- ・重要な教育内容だと考えており、道徳や性教育の分野では取り上げている。しかし、特別に推進する項目には挙げていない。それ以外に差し迫られている問題が山積みしているため、優先順位を考えて、検討していきたい。
- ・男女平等を取り出して委員会として指導する計画はない。人間として生きていく時、互いの

権利・義務を尊重し合うことで人権教育を通して深めていきたい。

・同和教育に力を入れている。同和教育は人権教育である。男女平等についてもそのような視点で捉えていくことが大切ではないか。

<国・県の施策に期待>

・学校では、男女は平等であることを教育されるが、実社会は不平等である。社会的に平等となるよう国の施策を望む。

・男女平等教育については基本的に男女の区別なく、お互いの人格を尊重することだと思ふ。日本人の場合、伝統文化を大切にし、その中で男女が平等になれるようお互いが理解し合える社会をつくるのが大切だ。形式だけを重視しない方がよい。

・今現在の学校のカリキュラムでは対応する余裕なし。国、県の方で対応できるようなカリキュラムになれば考えたい。

<憲法・教育基本法に照らして>

・男女平等教育は憲法24条、教基法3条及び5条を根拠とし、学校教育活動全体を通して適切に行うものとする。

・教育基本法第5条にのっとり教育を進めている。

・それぞれの国の長い歴史がある。その中で生まれてきた男性優先社会の姿がある。その現実を見つめ、憲法等で定められている基本的人権の考え方と照らし合わせてみて、発言、行動していける子ども達を育てているか、大人の責任で捉えるべき。

<消極論・役割論・不要論>

・「男女平等」ということは非常に難しい問題である。基本的なことは「それぞれお互いの性」が異なることであるから、やはり「～らしさ」というものを大切にしながら、お互いの「～らしさ」を互いに認め合い、理解し合うことが重要。

・社会や家庭において根本的に人間は平等であ

るという考え方が必要であると思う。その中で、男としてできること、女としてできることはそれぞれの役割的なものであると思う。

・男女はもともと平等であり、とりたてて教育する必要がない

以上のように、地域によって男女平等教育に対する見解はさまざまであり、かなりの温度差が感じられた。すなわち、極めて高い問題意識をもって計画しているところもあれば、現状で充分対応しているため取りたてて教育する必要がないと判断しているところもあり、今後の取り組みに地域差が生じる可能性が示唆された。

また、既に男女混合名簿³⁾や呼称の統一(男女とも「さん」で呼ぶ)等の具体的な実践を行っている地域もみられた。なお、こうした取り組みに関しては、学校単位で積極的に対応しているところも少なくないと思われる。確かに、このような実践も、隠れたカリキュラムに目を向けさせ、教員のジェンダーバイアスを自覚させるための契機として有効であると考えられるが、表面的・形式的な取り組みにとどまる可能性も否定できない。男女混合名簿や呼称の統一がなぜ必要なのか、その実践によって何が変わらねばならないのか等、男女平等教育の本質的な意義を踏まえた実行力のある取り組みであることを望みたい。

さらに、学校のスリム化やその他の諸課題が山積している現状から、必要性は感じているものの対応の限界を訴える回答が、特に小規模地域から寄せられた。こうした地域は、経済的・人的資源が充分とはいえない状況にあることが推察され、それが男女平等教育に対する取り組みの阻害要因になっている可能性は否定できない。したがって、国や県の単位で何らかの積極的な施策モデルを示すことが、地域の教育行政における男女平等教育推進の活性化につながるものと考えられよう。

(3) 追跡調査

前項で実施した実態調査において、①平成7

年から『男女平等教育推進研究会』を設置し、②同年に管理職を対象とした研修会で取り上げた実績を持ち、③児童・生徒用の副読本、ならびに教員用の指導資料を1年以内（調査時点より）の作成を計画していた新潟市教育委員会に対して、平成11年2月に電話による聞き取り調査を実施した。

その結果、平成10年度に小学校3年生用、中学校2年生用の副読本⁴⁾が作成され、新潟市内の小・中学校に教員用指導資料⁵⁾とともに配布されたことが明らかとなった。また、配布に先駆けて平成9年12月に管理職を対象とした研修会が開催され、副読本作成の趣旨が説明されていた。小学校高学年用の副読本についても、平成10年度末に刊行される予定であった。

なお、その後の各学校における取り組み状況は、新潟県教育委員会発行の『教育月報』⁶⁾で、一部紹介されているが、平成10年度末にアンケート調査の結果とともに報告される予定となっていた。

4. 結語

本研究は、教育行政の取り組みが男女平等教育の実現に影響を及ぼしているという理論仮説に基づいて行われた。本論では、新潟県における現状を明らかにし、今後の課題を検討することを目的とした。

研究の成果は、概ね以下のようである。

回答のあった76ヶ所における調査時点における取り組みは、委員会・研修会等の実施状況、児童・生徒用の教材・副読本や教員用の指導書・指導資料等の作成状況のいずれに対しても、充分とは言い難い状況にあった。しかしながら、少数ではあるが、3年以内を目途に具体的な取り組みを計画しているなど、今後の展開が期待できる地域もみられた。

その中で、新潟市教育委員会では、小学校3年生用、ならびに中学校2年生用の副読本を平成10年に作成し、教員用の指導書とともに既に配布されていた。その成果は、具体的な授業実

践の分析を待たねばならないが、男女平等教育の活性化に向けて、大きな一歩が踏み出されたといえよう。今後、こうした先進的な動向が核となり、他地域へ拡充していくことを望むものである。

また、新潟県以外の先進的地域の例でも、男女平等教育に関する委員会が設置された場合には、教員用指導書や教材・副読本の作成等を含んだ総合的な取り組みがなされることが少なくない。したがって、調査時点において4ヶ所で男女平等教育に関する委員会が設置され、3年以内に5ヶ所が設置を計画している点は、評価できるものとする。さらに、本調査では、教員用の指導書や児童・生徒用の副読本の作成に対し、約1割の地域で財政的困難を理由に具体的な計画に至っていなかったが、これらの地域では、十分な予算が配当されることで、男女平等教育に対する取り組みが実現する可能性もあると考えられよう。

担当者の男女平等教育に対する意識には、積極的な推進論から慎重論・不要論まで、かなりの温度差が認められた。こうした状況も、男女平等教育が活性化していくための阻害要因になり得るのではないかと懸念されるところである。

以上のことから、男女平等（ジェンダーフリー）教育の実現へ向けて始動している地域の共通点は、次の諸点に集約される。

- ① 担当者の強力な必要感
- ② 適切な予算の配当
- ③ 委員会の設置による計画の具現化

換言すれば、上記の諸条件を満たすことが、男女平等教育実現に対する教育行政の課題といえよう。

教育行政主導で男女平等教育を推進した場合、教員の対応は必ずしもジェンダーフリーとはいえないという指摘⁷⁾もあるが、男女平等教育の必要性を認識させる効果は期待できると考える。教員自身が、ジェンダーバイアスの存在を自覚することに加え、教育行政が積極的に働きかけることによって、ジェンダーフリー教育の実現が可能になるのではないだろうか。

なお、業務多忙の折、本調査にご協力いただき、貴重なご意見をお寄せくださった担当者の方々に深謝申し上げます。

【注および参考文献】

- 1) 鈴木真由子、渡辺亜紀代、柿野成美：「教員のジェンダー形成要因」新潟大学教育人間科学部紀要第1巻第2号、pp.151-161 (1999)
- 2) 岸澤初美：「ジェンダーと男女平等教育（上）」教育 第43巻 7号、pp.79-95 (1993)、
「ジェンダーと男女平等教育（下）」教育 第43巻 8号、pp.58-67 (1993)
- 3) 1998年9月に報告された新潟県教職員組合女性部・新潟総合研究所の合同調査の結果では、小中学校の約3割で男女混合名簿が実施されていた。
- 4) 新潟市教育委員会；小学校3年生用男女平等教育資料『らしさってなあに？』（1998）、
中学校2年生用男女平等教育資料『個性を生かした進路（職業）を考えよう』（1998）
- 5) 新潟市教育委員会：教職員研修用資料『あたりまえだという前に…考えてみませんか？男女平等』（1998）
- 6) 新潟県教育委員会：義務教育課「男女平等教育の推進」教育月報、平成11年2月号、pp.24-27 (1999)
- 7) 入江直子：「シンポジウム報告 教育にジェンダーの視点を！」季刊女子教育もんだい第71巻、pp.42-49 (1997)